

# 令和6年度 倉敷市集団指導

特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
(一般型・外部サービス利用型)  
地域密着型特定施設入居者生活介護



# はじめに

- この動画は、特定施設入居者生活介護について説明します。
- 令和6年度 特定施設入居者生活介護の  
集団指導資料をご用意ください。

# 目次

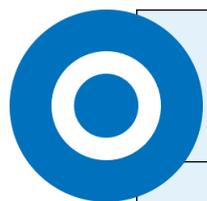
1. 人員について
2. 設備について
3. 運営について
4. 介護報酬について（減算）
5. 介護報酬について（加算）

# 1. 人員について（管理者） P4

---

- ・常勤専従であること。
- ・ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ・管理者が兼務できる事業所の範囲については、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

# 1. 人員について（管理者） P4



	特定施設A	特定施設B	特定施設C
職種	管理者	管理者	管理者

管理に支障がないときとは…

同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定特定施設の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないとき。

（例えば、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該特定施設又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができる体制。）

# 1. 人員について（管理者） P4

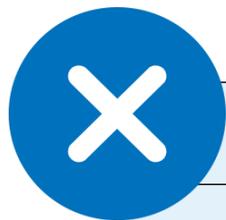


	特定施設A
職種	管理者
職種	計画作成担当者
職種	介護職員

当該特定施設の特定施設従業者としての職務に従事する場合は、兼務できる。

**ただし、時間按分すること。**

# 1. 人員について（管理者） P4



	特定施設A	特定施設B
職種	管理者	管理者
職種	介護職員	

特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事し、**又は**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

# 1. 人員について（生活相談員） P5

- ・ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上。
- ・ 生活相談員のうち1人以上は常勤でなければならない。
- ・ 100人未満の事業所は「常勤換算方法で生活相談員1.0」の配置が必要であり、生活相談員が1人であれば、他職種との兼務は認められない。他の職種を兼務する複数人を生活相談員として配置する場合は、職種ごとに時間帯を明確に区分し、生活相談員としての勤務時間の合計が「常勤換算方法で1.0」を満たすこと。

不適切事例	改善のポイント
生活相談員が、管理者又は介護職員（夜勤を含む）と兼務している。	<p><b>生活相談員が、管理者と兼務する場合は、</b> 「生活相談員として常勤換算1.0」を満たさないため、<b>兼務は認められない。</b></p> <p>また、<b>生活相談員が、介護職員と兼務する場合は、</b>介護職員（夜勤を含む。）として勤務した時間数を除くため、「生活相談員として常勤換算1.0」を満たさなくなり、<b>兼務は認められない。</b></p> <p>よって、「生活相談員として常勤換算1.0」を満たすように、<b>生活相談員を増員すること。</b></p>

# 1. 人員について（計画作成担当者） P6

- ・ 利用者の数が100又はその端数を増すごとに、1人以上。
- ・ 専らその職務に従事する介護支援専門員であって、（中略）ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。

不適切事例	改善のポイント
計画作成担当者が他職種と兼務しているが、兼務辞令が交付されていない。また、別事業所から人事異動により異動してきた計画作成担当者に対して、辞令が交付されていない。	労働条件（就業の場所、従事する業務の内容）を書面で明示しなければならない。

# 1. 人員について（看護職員及び介護職員） P7

- ・看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。

常に介護職員は1人以上確保されていること。

介護職員のうち1人以上は、常勤であること。

- ・看護職員の数は、勤換算方法で、利用者の数が

～ 30人 → 1人

31人～ 80人 → 2人

81人～130人 → 3人

看護職員のうち1人以上は、常勤であること。

（外部サービス型を除く）



- ・上記違反は、人員欠如減算あり。

## 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「**常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること**」とすることとする。

## 2. 設備について P8

- ・設備や用途を変更する場合は、事前に指導監査課へ相談の上、変更届を提出してください。

不適切事例	改善のポイント
設備や用途を変更したにもかかわらず、変更届出書を提出していない。	設備や用途を変更する際は、事前に指導監査課へ相談の上、変更届出書を提出すること。

- ・食器棚、書棚、物置棚、ロッカー等には、転倒防止策を講じてください。

不適切事例	改善のポイント
食器棚、書棚、物置棚、ロッカー等に転倒防止対策を講じていない。	家具類の転倒・落下は、直接当たって怪我をするだけでなく、つまずいて転んだり、割れた食器やガラスを踏んだり、避難通路を塞いだりするため、転倒防止対策（壁に固定、つっぱり棒等の対策）を講ずること。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（**委員会の開催、指針の整備、担当者を定めること、定期的な研修の実施**）を**一つでも**講じていない場合、減算適用になります。

以下の措置が講じられていなかった場合

- ①虐待の防止のための対策を検討する**委員会を定期的**に開催するとともに、その結果について、従業者に**周知徹底**を図ること。
- ②虐待の防止のための**指針**を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための**研修**を定期的**に（年2回以上）**実施すること。
- ④①～③の措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

身体的拘束等の適正化のための措置

**（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）**

を講じていない場合、減算適用になります。

以下の措置が講じられていなかった場合

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

**②～④は、実際に身体的拘束を行っていない場合であっても実施する必要がある。**

（※）地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

#### <ポイント>

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、**施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。**
- ・ 上記の技術的助言及び指導に基づき、入所者の**口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。**
- ・ 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、**当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。**

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。

《ポイント》

#### ① 業務継続に向けた計画等の策定

- ・ 感染症に係る業務継続計画
- ・ 災害に係る業務継続計画

※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能

#### ② 業務継続計画の従業者への周知

#### ③ 業務継続のために必要な研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施

- ・ 研修：年2回以上開催
- ・ 訓練：年2回以上開催、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切

#### ④ 必要に応じた業務継続計画の見直し

計画策定が為されていない場合、**業務継続計画未策定減算の対象となります。**

運営基準省令上、**事業所の運営規程の概要等の重要事項等**については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、

**「書面掲示」に加え**、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、

**原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。**

※令和7年度から義務化

#### 協力医療機関との連携体制の構築

特定施設の入居者の症状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、**以下の要件を満たす協力医療機関を定める**ように努めなければならない。

i 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が**相談対応を行う体制を常時確保**していること。

ii 診療の求めがあった場合に、**診療を行う体制を常時確保**していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めなければならない。

### 3. 運営について（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） P25

令和9年度義務化

事業所における**業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上**に資する取組の促進を図るため、  
事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を**定期的**に開催しなければならない。

※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

※令和9年度から義務化

### 3. 運営について（その他の日常生活品費について） P47

不適切事例	改善のポイント
<p>サービス提供の際に使用する<b>プラスチックグローブ、おしりふき、清しき用タオル、褥瘡予防マット、とろみ剤</b>について、利用者に自己負担させている。</p>	<p>サービス提供の際に使用するプラスチックグローブ、おしりふき、褥瘡予防マット、とろみ剤については、介護報酬に含まれているため、料金を徴収できない。</p>
<p><b>車いす</b>の使用料を利用者から徴収している。</p>	<p>車いすは介護報酬に含まれる介護サービスとして利用者の用に供するものであるため、その費用を利用者に負担させないこと。</p>
<p><b>トイレットペーパー、シャンプー、ボディーソープ</b>を利用者に準備してもらっている。</p>	<p>トイレットペーパー、シャンプー、ボディーソープを利用者に準備してもらっている事実が確認された。これらのものは一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品であるため、事業所で準備すること。</p>
<p>利用者全員に対して教養娯楽費を徴収している。</p>	<p>サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等は保険給付の対象に含まれているため、料金を徴収できない。</p>

## 4. 介護報酬について（身体拘束廃止未実施減算） P29



減算要件	<p>以下の措置が講じられていなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を<b>記録</b>すること。</li><li>②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する<b>委員会（※）を3月に1回以上開催</b>するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に<b>周知徹底</b>を図ること。</li><li>③身体的拘束等の適正化のための<b>指針</b>を整備すること。</li><li>④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための<b>研修</b>を定期的に実施すること。</li></ul> <p><b>②～④は、実際に身体的拘束を行っていない場合であっても実施する必要がある。</b></p> <p>（※）地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。</p>
減算期間	事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3か月間）
減算内容	利用者の全員について、以下のとおり減算
（予防）特定、地密特定	所定単位数の10%
短期利用（特定、地密特定） （予防）外部特定	所定単位数の1%



減算要件	以下の措置が講じられていなかった場合 ①虐待の防止のための対策を検討する <b>委員会を定期的に開催</b> するとともに、その結果について、従業者に <b>周知徹底</b> を図ること。 ②虐待の防止のための <b>指針</b> を整備すること。 ③従業者に対し、虐待の防止のための <b>研修</b> を定期的に（ <b>年2回以上</b> ）実施すること。 ④①～③の措置を適切に実施するための <b>担当者</b> を置くこと。
減算期間	事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3か月間）
減算内容	利用者の全員について、所定単位数の1%を減算

## 4. 介護報酬について（運営指導で減算適用となった事例）



### 高齢者虐待防止措置・身体的拘束の適正化について

委員会を一体的に開催する場合は、**記録（議事録）の残し方に注意してください。**

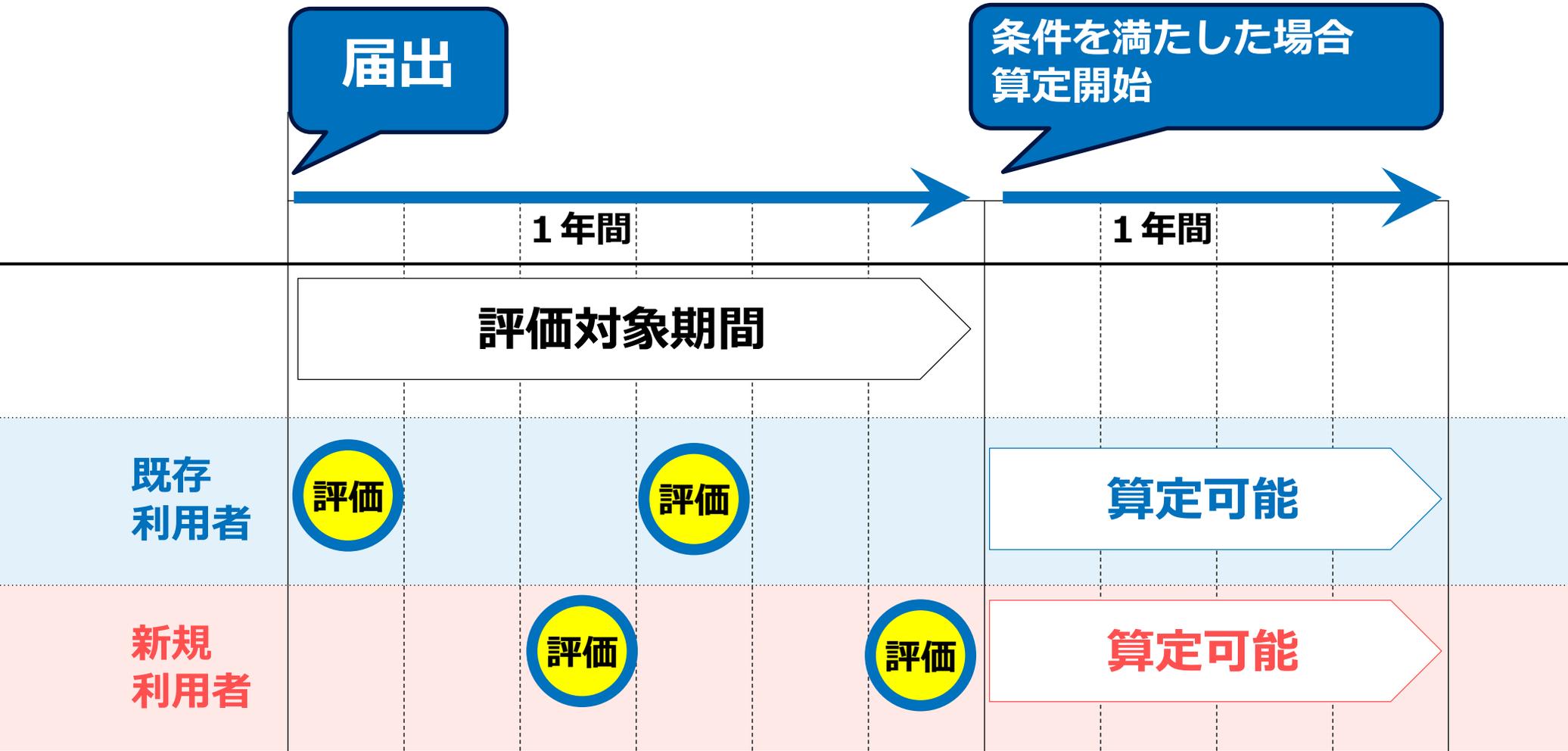
不適切事例	改善のポイント
虐待防止検討委員会と身体的拘束等適正化委員会を一体的に行っているが、身体的拘束等適正化委員会についての議事録がなかった。	虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えないが、 <b>議事録は虐待防止検討委員会と身体的拘束等適正化委員会とで分けて記録し、それぞれ検討を行ったことを明確に示すこと。</b>

## 4. 介護報酬について（業務継続計画未策定減算） P31



減算要件	以下の措置が講じられていなかった場合 ① 感染症及び災害の <b>業務継続計画を策定</b> すること。 ② 業務継続計画に従い <b>必要な措置を講じる</b> こと。
減算期間	基準を満たさない事実が生じた月の翌月（事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで
減算内容	利用者の全員について、所定単位数の3%を減算

# 5. 介護報酬について (ADL維持等加算) P35



## 5. 介護報酬について（口腔・栄養スクリーニング加算） P37

不適切事例	改善のポイント
<p>6月ごとに利用者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を、介護支援専門員に情報提供されていなかった。</p>	<p>6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を、利用者を担当する介護支援専門員に提供するとともに、提供した記録を残しておくこと。</p>
<p>新規利用者について、当該事業所以外で、6月以内に口腔・栄養スクリーニング加算を算定したか確認していない。</p>	<p>当該施設入居前6月に、他の介護保険サービス事業所で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していた場合、当該施設では算定できない。新規利用者に算定する場合は、入居前に利用していた他のサービスにおける当該加算の算定状況の確認を行うこと。</p>
<p>別紙様式5-1を使用して、口腔・栄養スクリーニングを実施している。</p>	<p>（地域密着型）特定施設入居者生活介護における口腔・栄養スクリーニングの実施及びスクリーニング結果の情報提供は、別紙様式5-2を使用すること。 （様式については、別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照）</p>

不適切事例	改善のポイント
提出すべき情報を期日までに提出していなかった。	<p>次に定める月の翌月10日までに提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>（ア）既利用者：当該加算の算定を開始する月</li><li>（イ）新規利用者：利用を開始した日の属する月（一定の条件下で提出期限が猶予される）</li><li>（ウ）（ア）（イ）のほか、少なくとも3月ごと</li><li>（エ）サービスの利用を終了する日の属する月</li></ul> <p>情報の提出を行えない事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、<b>利用者全員について本加算を算定できない。</b></p> <p>（一定の条件の下で、サービス利用開始翌々月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこと。）</p>

報酬返還大量発生中！要注意！

## 5. 介護報酬について（退居時情報提供加算） P40

Q	A
<p><b>R6Q &amp; A vol.2 問18</b> 同一医療機関に入退院を繰り返す場合においても、算定可能か。</p>	<p>同一月に再入院する場合は算定できず、翌月に入院する場合においても前回入院時から利用者の状況が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定できない。</p>
<p><b>R6Q &amp; A vol.3 問2</b> 退所時情報提供加算及び退居時情報提供加算について、医療機関の入院にあたり、退所または退居の手続きを行わない場合においても算定可能か。</p>	<p>算定可能。</p>

## 5. 介護報酬について（サービス提供体制強化加算） P46

不適切事例	改善のポイント
職員の割合について、届出を行って以降の計算記録がされていない。	当該加算は、算定月の前年度実績を基に算定の可否を判断するため、毎年3月中に当年度（加算算定の前年度）の3月を除く11か月の平均を求め、記録に残しておくこと。

# 終わりに

- 集団指導資料もご確認ください。
- 倉敷市電子申請で、動画の視聴報告と資料確認の報告をしてください。
- 質問は質問票にご記入の上、指導監査課へご提出ください。
- ご視聴ありがとうございました。